

財団法人愛媛県スカウト運動維持財団寄付行為

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この法人は、財団法人愛媛県スカウト運動維持財団と称する。
- 第 2 条 この法人は、事務所を松山市湊町7丁目7番地1 セキ株式会社内におく。

第 2 章 目的および事業

- 第 3 条 この法人は、愛媛県におけるボーイスカウトならびにガールスカウト運動を援助して青少年の品性を陶冶し、かつ国際友愛の増進に貢献することを目的とする。
- 第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
- 1 愛媛県におけるスカウト運動の援助育成
 - 2 スカウト運動の普及宣伝
 - 3 スカウト運動に必要な需品の供給
 - 4 その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

- 第 5 条 この法人の会員は、次のとおりとする。
- 1 正会員：この法人の趣旨に賛同し、会費年額壹千円以上を納める者
(寄付金は一時金5万円以上但し式回分納可)
 - 2 賛助会員：この法人事業を賛助し、会費年額壹万円以上を納める者
 - 3 名誉会員：この法人に対し特に功労のあったもののうちから理事会の決議を以って推薦する者
- 第 6 条 会員になろうとするものは、会費を添えて入会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 第 7 条 会員は、次の事由によって資格をうしなう。
- 1 脱会
 - 2 禁治産ならびに准禁治産
 - 3 死亡、失そう宣言またはこの法人の解散
 - 4 除名
- 第 8 条 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

第 4 章 資産および経理

第 9 条 この法人の資産は、次の通りとする。

- 1 この法人設立当初寄付にかかる別紙財産目録記載の財産
- 2 資産から生ずる果実
- 3 会費
- 4 寄付金品
- 5 その他の収入

第 10 条 次に掲げる資産をこの法人の基本財産とし、其の他の資産を運用財産とする。

- 1 前条第 1 号の内基本財産の部に記載された財産
- 2 基本財産として指定して寄付されたもの
- 3 基本財産とすることに定められたもの

第 11 条 この法人基本財産のうち、現金は理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として理事長が保管する。

第 12 条 基本財産は、消費し、または担保に供してはならない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、評議員の同意を得たる上、主務官庁の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

第 13 条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実および事業に伴う収入等運用財産をもって支弁する。

第 14 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を経て主務官庁に届け出なければならない。

事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

第 15 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、理事長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産増減理由書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて主務官庁に報告しなければならない。

この法人の決算に余剰金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

第 16 条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ主務官庁の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一次借入金を除く）についても同様とする。

第 17 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 5 章 役員および職員

第 18 条 この法人には、次の役員をおく。

理 事 5名以上10名以内（うち会長1名、理事長1名、常務理事1名）

監 事 2名

第 19 条 理事および監事は、評議員会でこれを選任し、理事は互選で会長1名、理事長1名、常務理事1名を定める。

ただし、会長の選任にあたっては、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

理事および監事は、評議員を兼ねることはできない。

第 20 条 会長は、理事長を後見し、この法人の運営に関して助言する。

理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

理事長に事故があるとき又は欠けたときは、常務理事がその職務を代行する。

常務理事は理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事する。

第 21 条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。

第 22 条 監事は民法第 59 条の職務を行なう。

第 23 条 この法人の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。

役員は、この法人の役員として、ふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても評議員会および理事会の議決により、これを解任することができる。

第 24 条 役員は、無給とする。

ただし、常務理事は有給とすることができる。

第 25 条 この法人には、評議員 15 名以内をおく。

評議員は、理事会でこれを選出し、理事長がこれを任命する。

評議員には第 23 条の規定を準用する。この場合には同条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第 26 条 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に定めた事項の外、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要とみとめる事項について助言する。

第 27 条 この法人の事務を処理するため、書記その他の職員をおく。

職員は、理事長が任免する。

職員は、有給とする。

第 6 章 会 議

第 28 条 理事会は、毎年 3 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示し請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

第 29 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

理事会の議事はこの寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 30 条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

- 1 収支予算および収支決算についての事項
- 2 不動産の買入れ又は基本財産の処分および担保提供についての事項
- 3 その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

第 28 条および前条の規定は評議員にこれを準用する。この場合において、第 28 条および前条中「理事会」および「理事」とあるは、「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

第 31 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表 2 名以上が署名捺印の上、これを保管する。

第 7 章 寄付行為の変更ならびに解散

第 32 条 この寄付行為は、理事および評議員おのおの3分の2以上の同意を経、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

第 33 条 この法人の解散は、理事および評議員おのおの4分の3以上の同意を経、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

第 34 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事全員の同意を経、かつ、主務官庁の許可を受けてこの法人目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

第 8 章 補 則

第 35 条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。